

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

補助金等取扱基準

補助金等の名称	青少年交換留学事業補助金
補助事業等の目標	市内の高校に通学する者及び市内の高校生にセントルイス市での生活体験の機会を提供することにより、国際化に対応する人材育成と姉妹都市交流の発展、市民の国際理解推進に寄与する
補助事業等の対象者	諏訪国際交流協会（特定団体への補助）
補助対象経費	諏訪国際交流協会が実施する、姉妹都市であるセントルイス市での高校生生活体験に係る経費の一部を補助する。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	補助金の額は、162 千円を限度とする。
	【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1 / 2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	平成 4 年以来例年 10 名程度の高校生が参加し、貴重な体験を継続してきている。参加者はもとよりその家族や友人も含めて着実に国際理解が広められている。
補助事業等の開始時期	平成 4 年 3 月
補助事業等の終了時期	【終期が 3 年を超える場合の理由】
	姉妹都市交流の中心的事業を担っており、当面は継続
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページで公表。補助事業者自身による事業実施時等の補助事業である旨の公表
その他	
提出書類	
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 総務部 総務課 庶務法規係

令和 2 年 3 月 16 日 一部改正（令和 2 年 4 月 1 日 施行）